

生活衛生関係営業アンケート調査結果(平成29年度)

1 アンケートの目的

青森県内における生衛業(生活衛生関係営業)の経営の健全化及び振興に資することを目的として、生衛業者の方を対象にアンケート調査を実施してきました。

一方、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会において、衛生水準の確保・向上を目的として、平成26年度から11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、関係機関や関係団体の連携のもとに、厚生労働省及び(株)日本政策金融公庫の後援を受け、生活衛生同業組合の周知広報や組合活動の活性化のための取り組みを重点的に展開しています。

以上を踏まえ、平成29年度のアンケート調査は、昨年度と同様に、青森県から委嘱を受けている特相員(生活衛生営業経営特別相談員)の方などのご協力を得て、組合活動推進月間の活動を兼ねて実施することとし、アンケート調査票には関係する解説等を加えることにより、生衛組合加入者の方には生衛法に基づく融資制度等についてより理解が深まるように、生衛組合に加入されていない方には組合に加入しようとする意欲を高めることにつながるように、工夫しました。

2 調査方法

2-1 調査期間

平成29年10月30日(月)～平成30年1月31日(水)

2-2 実施方法

青森市、弘前市、八戸市の3会場で開催した「平成29年度指導センター連絡会議」において、アンケート調査方法について説明し、出席した特相員などの方に次のとおりお願いし実施しました。

ア 調査(訪問)店舗の選定

- (1) 調査員の方は10店舗を目標として調査先店舗を選定してください。
- (2) 可能な限り生衛組合に加入していない店舗の選定をお願いします。
- (3) 調査先店舗の業種は問いません。(調査する方の業種と異なってもかまいません。)

イ 調査方法

- (1) 調査員の方は配付したストラップ付名札を首から下げる。
- (2) 調査先に「一アンケート調査へのご協力をお願いします一」をお渡しし、了解を得る。
- (3) 調査先に「一生衛業アンケート調査(平成29年度)一」をお渡しし、聞き取り調査を行う。
- (4) 聞き取った内容を「平成29年度「生衛業アンケート調査」(調査結果送付用)【A3の大きさの用紙】」に記入する。
- (5) 「平成29年度「生衛業アンケート調査」(調査結果送付用)【A3の大きさの用紙】」の1枚のみを返送用封筒に入れ指導センターに送付する。(FAXでも可)
- (6) 送付期限:平成30年1月31日(水)

2-3 アンケートの内容

次の事項について調査することとし、質問のほかに適宜解説を挿入しました。

- 問1 営んでいるお店の業種
問2 性別
問3 年齢

問4 あなたは生活衛生同業組合の組合員ですか。

問5 生活衛生営業経営特別相談員のことをご存知ですか。①はい ②いいえ

問6 青森県生活衛生営業指導センターをご存知ですか。①はい ②いいえ

問7 日本政策金融公庫をご存知ですか。①はい ②いいえ

2-4 配付資料

—— アンケート調査へのご協力をお願いします —— (7頁～8頁 参照)

—— 生衛業アンケート調査 —— (9頁 参照)

「平成29年度「生衛業アンケート調査」(調査結果送付用)【A3の大きさの用紙】」 (10頁 参照)

3 調査結果

3-1 調査員及び回答数等の状況

○調査に協力をいただいた方:47人

理容19人、美容4人、クリーニング3人、浴場7人、すし2人、料理7人、社交5人

○アンケート調査数:421店舗

○回答数:350店舗(回答率83%)【うち、組合加入店舗151(43%)、非加入店舗199(57%)】

3-1-1 問1 営んでいるお店の業種

①回答数・全体

回答数・全体では、理容138、美容45、クリーニング15、旅館ホテル4、浴場5、すし29、食肉10、料理51、社交53、総数350でした。

3-1-2 問2 性別

①回答者・全体

回答者・全体では、男220(63%)、女130(37%)であり、男性回答者が少し多い状況でした。

3-1-3 問3 年齢

①回答者・全体

回答者・全体では、40歳未満43(12%)、40歳～59歳162(46%)、60歳以上145(42%)でした。

②回答者・男女別

回答者・男では、40歳未満24(11%)、40歳～59歳102(46%)、60歳以上94(43%)、回答者・女では、40歳未満19人(15%)、40歳～59歳60(46%)、60歳以上51(39%)でした。

3-1-4 問4 あなたは生活衛生同業組合の組合員ですか。

①回答者・全体

回答者・全体では、「はい」151(43%)、「いいえ」199(57%)であり、非組合員(生衛組合に加入されていない方)がほぼ6割でした。

今回の調査では生活衛生同業組合の周知広報や組合活動の活性化のための取り組みを重点的に展開する組合活動推進月間の活動をも兼ねて実施することとし、調査をお願いした特相員の方には可能な限り生衛組合に加入していない店舗の選定をお願いしました。生衛組合に加入されていない方には組合に加入しようとする意欲を高めることにつながるようアンケート調査票等を工夫しています。このアンケート調査票等をほぼ200人の非組合員の方にお渡しできたことだけでも、それだけで成果があったと思います。調査員の方のご尽力に感謝いたします。

②回答者・男女別

回答者・男では、「はい」103(47%)、「いいえ」117(53%)、回答者・女では、「はい」48(37%)、「いいえ」82(63%)であり、男女とも同様に半数を超える方が非組合員の回答者であり、特に女性の非組合員回答者が多い状況でした。

③回答者・年齢別

40歳未満「はい」4(9%)、「いいえ」39(91%)、40歳～59歳「はい」67(41%)、「いいえ」95(59%)、60歳以上「はい」80(55%)、「いいえ」65(45%)であり、回答者年齢が若いほど非組合員の割合が高い状況でした。

今回の調査では可能な限り生衛組合に加入していない店舗を対象に調査をお願いしたことから、調査員の方は、若い方の組合加入率が低い現状を念頭に調査店舗を選定したことがうかがわれます。

3-1-5 問5 生活衛生営業経営特別相談員のことをご存知ですか。

①回答者・全体

回答者・全体では、「はい」139(40%)、「いいえ」211(60%)であり、6割の方が特相員(生活衛生営業経営特別相談員)のことを知りませんでした。

②回答者・男女別

回答者・男では、「はい」96(44%)、「いいえ」124(56%)、回答者・女では、「はい」43(33%)、「いいえ」87(67%)であり、男女とも半数以上の方が、特に女性の方が特相員のことを知りませんでした。

③回答者・年齢別

回答者・40歳未満「はい」5(12%)、「いいえ」38(88%)、40歳～59歳「はい」65(40%)、「いいえ」97(60%)、60歳以上「はい」69(48%)、「いいえ」76(52%)であり、若い方ほど特相員のことを知りませんでした。

④回答者・組合員非組合員別

回答者・組合員では、「はい」110(73%)、「いいえ」41(27%)、回答者・非組合員では、「はい」29(15%)、「いいえ」170(85%)であり、組合員でも約3割の方が、非組合員では多くの方が特相員のことを知りませんでした。

特相員については、生活衛生関係営業の経営の近代化、合理化を促進し、時代の要請に即応した業態としての健全な発展と公衆衛生の向上に資するため、業界の自主的な実践活動として経営指導相談事業の強化を図ることを目的として、青森県知事から委嘱を受け、組合員を含め全ての生衛業者の方の指導・助言・相談などを業務としていますが、特相員活動のほとんどが生衛組合員の必要な資金を無担保・無保証人かつ低利な日本政策金融公庫「生活衛生改善貸付」を利用・借入する場合の指導・助言となっており、この貸付制度を利用されていない生衛業者の方には特相員のことあまり知られていなかったのではないかと思います。このように特相員のことを知らなかった方に、今回のアンケート調査により、少しでも知っていただく機会をつくれたことは大きな成果であったと思います。

3-1-6 問6 青森県生活衛生営業指導センターをご存知ですか。

①回答者・全体

回答者・全体では、「はい」144(41%)、「いいえ」206(59%)であり、ほぼ半数の方が指導センターのことを知っていました。

②回答者・男女別

回答者・男では、「はい」100(45%)、「いいえ」120(55%)、回答者・女では、「はい」44(34%)、「いい

え」86(66%)であり、男女とも半数以上の方が、特に女性の方が指導センターのことを知りませんでした。

③回答者・年齢別

回答者・40歳未満「はい」7(16%)、「いいえ」36(84%)、40歳～59歳「はい」66(41%)、「いいえ」96(59%)、60歳以上「はい」71(49%)、「いいえ」74(51%)であり、若い方ほど指導センターのことを知りませんでした。

④回答者・組合員非組合員別

回答者・組合員では、「はい」110人(73%)、「いいえ」41人(27%)、回答者・非組合員では、「はい」34(17%)、「いいえ」165(83%)であり、組合員でも約3割の方が、非組合員では多くの方が指導センターのことを知りませんでした。

3-1-7 問7 日本政策金融公庫をご存知ですか。

①回答者・全体

回答者・全体では、「はい」315(90%)、「いいえ」35(10%)であり、ほとんどの方が公庫(日本政策金融公庫)のことを知っていました。

②回答者・男女別

回答者・男では、「はい」205(93%)、「いいえ」15(7%)、回答者・女では、「はい」110(85%)、「いいえ」20(15%)でした。

③回答者・年齢別

回答者・40歳未満「はい」27(63%)、「いいえ」16(37%)、40歳～59歳「はい」149(92%)、「いいえ」13(8%)、60歳以上「はい」139(96%)、「いいえ」6(4%)であり、年齢が高い方ほどよく知っていました。

④回答者・組合員非組合員別

回答者・組合員では、「はい」147(97%)、「いいえ」4(3%)、回答者・非組合員では、「はい」168(84%)、「いいえ」31(16%)であり、組合員はほぼ全員、また、非組合員でも多くの方が公庫のことを知っていました。

4 調査において気づいたことや意見など

【組合】

- 1 組合を脱退したら気持ちが楽になった。(支部の役員が来なくなったから)
- 2 組合員は高齢の方が多いので、組合に加入はできない。(加入しようとは思わない)
- 3 組合加入のメリットがなければ、今の時代は加入してくれないんだろうという感じがした。
(ちょっとしたメリットはメリットとは感じないのでは?)
- 4 調査先とお話をし、考えてくれるとのことで、少しホットしてきました。

【特相員】

- 5 特相員の存在を知らない人が多く、今回のことで気づいてくれました。(知っていただきました)

【指導センター】

- 6 青森支部の組合員は大体のことは知ってはいたが、指導センターについては知らない方が多くいた。
(説明した)
- 7 組合に加入していない店舗を訪問した。60歳以上と未満では認知度に差があり、若い人は指導センターを知らないといった状況です。
- 8 調査した組合員と組合に加入していない方の全員が指導センターを知らなかった。

【公庫】

9 組合に加入していない店舗でもほとんどの方が公庫を知っており、融資を受けている方もいた。

【融資】

10 2人の方は融資に関して商工会議所に相談している。

11 70代の方から生衛貸付が利用できるのか、できるとすれば限度額と返済期間はどのくらいかと聞かれました。

12 生衛貸付について知ってはいたが、不景気で返済が大変なので利用できる状況ではなく悩んでいる方が多かった。

13 日本政策金融公庫は知っていても、組合員が有利な融資を受けることができることを知らない方が多かった。

14 同業者と1:1でお金の話をするのは嫌だそうです。

15 組合員だと有利な融資を受けられると聞くと、毎月月掛の集金に来る銀行の方が相談しやすく借りやすい。

【経営】

16 経営者は高齢で後継者がいない方が多かった。

17 個人事業主で高齢の方は後継者の問題や返済のことがあり、現状維持とし、前向きな考えは聞かれなかった。

【調査】

18 なかなか訪問する時間がとれずに、ちょっと丁寧にできませんでした。

19 大変難しい調査でした。他業種でもということでしたが、組合員かどうかわかりませんので。

20 最近開店した気になっていた店をアンケートをきっかけに訪問しました。

21 以前組合に加入していた方も対象としました。

22 仕事中にも関わらずアンケートに答えてくださった時にはありがたくてポケットティッシュ等でもいいのでお礼を差し上げたかったです。

23 組合に加入していない方にはアンケート協力依頼文等を渡すのみとなった。

24 経営者は店舗にいない場合が多いので困りました。

25 外国人の営業者は日本語がカタコトでうまく説明できませんでした。資料を手渡した時に英文がないかと言われました。

26 2店舗にアンケートを断られたのがとても残念です。(回答あり10店舗で計12店舗の訪問調査)

【全般】

27 組合員に加入していない方は、組合に加入しなくても免許があり営業できるので、関心が低い。

28 組合に加入していない方に特相員や指導センターのことを知ってもらうのが少し難しいと思いました。

29 組合に加入していない店は、調査員が行っても険悪なムードになってしまいます。

30 組合に加入していない店には、指導センターから、直接、組合加入で低金利で融資を受けられることのお知らせを定期的に送ったらどうか。

31 融資を受けたい方には指導センターが最寄りの相談員にお願いして行かせればよいと思う。突然訪問しても身構えるだけです。

32 組合員以外の方に知ってもらいたいのであれば、組合活動以外のところでの宣伝が必要ではないでしょうか。

- 33 事前に相談できる場を設けて(商工会みたいな)みるのもいいと思います。
- 34 組合員は情報を得たり研修を受けているが、店舗の状況は組合に入っていない我々となんら変わらない。
- 35 以前に特相員が組合加入の勧誘に来たそうで、特相員、指導センター、公庫のことを知っている方が多かった。
- 36 組合支部員の方はこれまで総会資料や融資案内等の資料を配付しているので認知度は高かった。
- 37 組合に加入していない方や他業種の方はほとんどが生衛組合や指導センターの知識がなかった。

5 まとめ

青森県内における生衛業(生活衛生関係営業)の経営の健全化及び振興に資することを目的として、生衛業者の方を対象にアンケート調査を実施してきました。

平成29年度のアンケート調査は、昨年度と同様に、組合活動推進月間の活動を兼ねて実施することとし、アンケート調査票には関係する解説等を加えることにより、生衛組合加入者の方には生衛法に基づく融資制度等についてより理解が深まるように、生衛組合に加入されていない非組合員の方には組合に加入しようとする意欲を高めることにつながるように工夫しました。

調査は特相員(経営特別相談員)の方など、47人の方に調査をお願いし実施しました。

調査結果は概ね次のとおりです。

- (1) 特相員のことについては、組合員ではほぼ3割の方が、また、非組合員ではほぼ9割の方が知りませんでした。
- (2) 指導センター(青森県生活衛生営業指導センター)については、組合員ではほぼ3割の方が、また、非組合員ではほぼ8割の方が知りませんでした。
- (3) 公庫(日本政策金融公庫)については、組合員はほぼ全員、また、非組合員でもほぼ8割の方が知っていました。

特相員については、生活衛生関係営業の経営の近代化、合理化を促進し、時代の要請に即応した業態としての健全な発展と公衆衛生の向上に資するため、業界の自主的な実践活動として経営指導相談事業の強化を図ることを目的として、青森県知事から委嘱を受け、組合員を含め全ての生衛業者の方の指導・助言・相談などを業務としていますが、特相員活動のほとんどが生衛組合員の必要な資金を無担保・無保証人でかつ低利な日本政策金融公庫「生活衛生改善貸付」を利用・借入する場合の指導・助言となっており、この貸付制度を利用されていない生衛業者の方には特相員のことあまり知られていなかったのではないかと思います。

今回の調査にご回答いただいた方は350店舗でした。そのうち非組合員は199店舗(57%)であり、アンケート調査票等をこれら多くの非組合員の方にお渡しできたこと、また、特相員や指導センターのことを知らなかった方に、今回のアンケート調査によって、少しでも知っていただく機会をつくれたことは大きな成果であったと思います。調査員の方のご尽力に感謝いたします

今回の調査結果及び調査において気づいたことや意見などを今後の活動に生かしてまいりたいと思います。また、生衛組合、公庫、行政当局など関係機関に情報提供することとします。

—アンケート調査へのご協力をお願いします—
（両面のおもて面）

公益財団法人青森県生活衛生営業指導センター
（電話 017-722-7002）

—— アンケート調査へのご協力をお願いします ——

公益財団法人青森県生活衛生営業指導センターでは、厚生労働省が所管する法律「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」で規定する生活衛生関係営業（理容室、美容室、クリーニング店、旅館・ホテル、公衆浴場、映画館、すし店、食肉販売店、料理店、社交業など）の振興を図るため、毎年、アンケート調査を行っています。

アンケート調査は、青森県から委嘱を受けている「生活衛生営業経営特別相談員」の方などをお願いして実施しています。

調査員が聞き取りで行います。時間は3分程度です。ご協力をよろしくお願いします。

（調査員）

氏 名 _____

連絡先 _____

【中小企業庁のホームページから抜粋】

「生活衛生営業経営特別相談員」

生活衛生営業経営特別相談員（以下「経営特別相談員」という）は、業界の自主的努力を一層効果的にするため営業者に対し経営に関する相談・指導を行うとともに、経営指導員に対して、その業務に関する助言を行う高度の知識を有する者として昭和48年度に創設されたものです。

この経営特別相談員は、各都道府県知事の委嘱を受けてその業務を遂行しており、特に株式会社日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）の「生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付制度」の申込みに対する審査及び当該融資を受ける生衛業者に対する相談・指導を行っています。

なお、都道府県指導センターの充実強化を図るため、経営特別相談員を活用した巡回指導事業を実施しています。

「生活衛生関係営業者に対する融資」

株式会社日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）では、生衛業の衛生水準の向上、経営の近代化・合理化を促進するため、生衛業者に対し融資を行っておりますが、さらに生衛業の中でも特に小規模な生衛業者を対象とした「生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付制度」があり、その資金枠は平成22年度で、70億円となっています。

（裏面もご覧ください）

—アンケート調査へのご協力をお願いします— (両面のうら面)

公益財団法人青森県生活衛生営業指導センター
(電話 017-722-7002)



一般貸付・振興事業貸付

○一般貸付は生活衛生関係の事業を営む方、振興事業貸付は振興計画の認定を厚生労働大臣から受けている生活衛生同業組合の組合員の方にご利用いただけます。

業種	一般貸付	振興事業貸付	
		ご融資額	
	設備資金	設備資金	運転資金
飲食店営業 喫茶店営業 食肉販売業 食鳥肉販売業 氷雪販売業 理容業 美容業 その他公衆浴場業 (一般貸付に限る)	7,200万円以内	1億5,000万円以内	全業種 5,700万円以内
一般公衆浴場業	3億円以内 (2施設以上で4億8,000万円以内)	1億5,000万円以内 (一般貸付と別枠)	
旅館業	4億円以内	7億2,000万円以内	
興行場営業 サウナ営業 (一般貸付に限る)	2億円以内	7億2,000万円以内	
クリーニング業	1億2,000万円以内	3億円以内	
全業種	ご返済期間 (うち据置期間)		
	13年以内 (1年以内) 一般公衆浴場業は30年以内	20年以内 (2年以内)	7年以内 (2年以内)

- (注) 1 一般貸付には、都道府県知事 (生活衛生営業指導センター) の「推せん書」が必要です (申込金額が500万円以下の場合には不要です)。
2 振興事業貸付には、生活衛生同業組合の長 (生活衛生同業組合の長から委任を受けた支部長または理事を含みます) が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要です。
3 ご返済期間はお使いみちによって異なります。
4 クリーニング業 (洗たくを実施) からクリーニング取次店に業種転換された方のうち、一定の要件に該当する方もご融資の対象となります。
(ただし、ご融資額は設備資金・運転資金とも4,800万円以内)
5 振興事業貸付を特別な利率でご利用いただいている方が、生活衛生同業組合を脱退された場合は、適用されている特別な利率を通常適用する利率に変更させていただくことがあります。

生活衛生改善貸付 (無担保・無保証人のご融資)

○小規模事業者で生活衛生同業組合等の経営指導を受けている方にご利用いただけます。

お使いみち	ご融資額	ご返済期間 (うち据置期間)
設備資金	2,000万円以内	10年以内 (2年以内)
運転資金		7年以内 (1年以内)

(注) 小規模事業者 (従業員数5名以下 (旅館業および興行場営業は20名以下)) であって、一定の要件を満たした上で生活衛生同業組合等の長の推薦を受けることが必要です。

平成 29 年 10 月 10 日現在
利率 1.11%

【日本政策金融公庫のホームページから抜粋 (加筆)】

日本公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、以下の機能 (国民生活事業、中小企業事業、農林水産事業) を担うことにより、国民生活の向上に寄与することを目的とする政策金融機関です。

国民生活事業は、地域の身近な金融機関として、小規模事業者や創業企業の皆さまへの事業資金融資のほか、お子さまの入学資金などを必要とする皆さまへの教育資金融資などを行っています。

(裏面もご覧ください)

(調査員の方へ) この調査用紙は聞き取り調査のために調査する方にお渡しするものです。回収する必要はありません。調査結果は別の用紙にご記入ください。

公益財団法人青森県生活衛生営業指導センター
(電話 017-722-7002)

—— 生衛業アンケート調査 (平成29年度) ——

生活衛生関係営業 (理容店、美容店、クリーニング店、旅館・ホテル、公衆浴場、映画館、すし店、食肉販売店、料理店、社交業など) の振興を図るため、毎年、アンケート調査を行っています。

この調査を担当している「生活衛生営業経営特別相談員」などの調査員が聞き取りで行います。

時間は3分程度です。ご協力をよろしくお願いいたします。

問1 営んでいるお店の業種

- ①理容室 ②美容室 ③クリーニング店 ④旅館・ホテル ⑤公衆浴場
⑥映画館 ⑦すし店 ⑧食肉販売店 ⑨料理店など ⑩社交飲食など

問2 性別 ①男性 ②女性

問3 年齢 ①40歳未満 ②40歳～59歳 ③60歳以上

問4 あなたは生活衛生同業組合の組合員ですか。 ①はい ②いいえ

問5 生活衛生営業経営特別相談員のことをご存知ですか。①はい ②いいえ (県知事の委嘱を受けて活動しています)

問6 青森県生活衛生営業指導センターをご存知ですか。①はい ②いいえ (生活衛生関係営業に関する衛生、経営の健全化等の相談に応じています)

問7 日本政策金融公庫をご存知ですか。 ①はい ②いいえ

○日本政策金融公庫には小規模な生衛業者を対象とした貸付制度があります。

「—アンケート調査へのご協力をお願いします—」の裏面をご覧ください。

○運転資金や設備更新費用の借入れをご検討されている方は、このアンケート調査を担当している「生活衛生営業経営特別相談員」にお気軽にご相談ください。日本政策金融公庫にあなた様をご紹介します。

○(株)日本政策金融公庫(100%政府出資の政策金融機関)

青森支店 青森市長島1-5-1(AQUA 青森長島ビル) TEL 017-723-2331

弘前支店 弘前市大字上鞆師町18-1(弘前商工会議所会館) TEL0172-36-6303

八戸支店 八戸市大字馬場町1-2 TEL 0178-22-6274

(調査員)

氏名 _____

連絡先 _____

A3判をA4判程度に縮小したもの

【送付期限：平成30年1月31日（水）】

（記載日：平成 年 月 日）

FAXの場合 ⇒ 017-722-7025 青森県生活衛生営業指導センター 齋藤 行（電話017-722-7002）

この用紙のみを返送用封筒に入れ「送付」又は「FAX」してください アンケート用の「一生衛業アンケート調査（平成29年度）」用紙は送付不要です

この用紙は「A3」の大きさです

平成29年度「生衛業アンケート調査」（調査結果送付用）

所属組合 【 理容、美容業、クリーニング、旅館ホテル、公衆浴場業、興行、すし業、食肉、料理飲食業、社交飲食業 】

氏名は必ずご記入ください

調査員の方が所属する組合名を○で囲んでください

調査員氏名 _____

アンケートを断られた店舗を含めた店舗数をご記入ください

調査日 平成 年 月 日 訪問店舗数

- ◎10店舗を目標とし、可能な限り生衛組合に加入していない店舗の選定をお願いします。
- ◎アンケート調査を行う店舗は「所属する生衛組合」の業種と異なっていてもかまいません。たとえば「理容組合」の方が「美容室」や「飲食店」を調査対象としても差し支えありません。
- ◎「一生衛業アンケート調査（平成29年度）」の用紙を調査する方にお渡ししたうえで聞き取り調査を行い、その内容を下の表にご記入ください。

【調査結果】

問1は「①から⑩」の数字をご記入ください アンケートを断られた場合は数字ではなく「×」を記入

区 分	店舗 No. 1	店舗 No. 2	店舗 No. 3	店舗 No. 4	店舗 No. 5
問1（業種は）					
①理容室 ②美容室 ③クリーニング店 ④旅館・ホテル ⑤公衆浴場 ⑥映画館 ⑦すし店 ⑧食肉販売店 ⑨料理店など ⑩社交飲食など					
問2（性別は）	①男 ②女				
問3（年齢は）	①40- ②40-60 ③60-	①40- ②40-60 ③60-	①40- ②40-60 ③60-	①40- ②40-60 ③60-	①40- ②40-60 ③60-
問4（組合員ですか）	①はい ②いいえ				
問5（特相員をご存知ですか）	①はい ②いいえ				
問6（指導センターをご存知ですか）	①はい ②いいえ				
問7（公庫をご存知ですか）	①はい ②いいえ				

◎問1は「①から⑩」の数字が「×」を記入し、「×」の場合は問2以降の記載は不要 ◎問2から問7は該当する番号を「○」で囲む

区 分	店舗 No. 6	店舗 No. 7	店舗 No. 8	店舗 No. 9	店舗 No. 10
問1（業種は）					
①理容室 ②美容室 ③クリーニング店 ④旅館・ホテル ⑤公衆浴場 ⑥映画館 ⑦すし店 ⑧食肉販売店 ⑨料理店など ⑩社交飲食など					
問2（性別は）	①男 ②女				
問3（年齢は）	①40- ②40-60 ③60-	①40- ②40-60 ③60-	①40- ②40-60 ③60-	①40- ②40-60 ③60-	①40- ②40-60 ③60-
問4（組合員ですか）	①はい ②いいえ				
問5（特相員をご存知ですか）	①はい ②いいえ				
問6（指導センターをご存知ですか）	①はい ②いいえ				
問7（公庫をご存知ですか）	①はい ②いいえ				

相談を受けたことや気づいたことなどを簡単にご記入ください。
